

## 「宇都宮第2 地方合同庁舎増築棟(21)新営その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 【工事の概要】

本工事は、宇都宮第2 地方合同庁舎(宇都宮市明保野町1-4)において、エレベーター棟の増築を行い、エレベーター設備1基(EV No.1 号機)を新設する。また、既存庁舎の既存エレベーター2基を撤去し、エレベーター1基(EV No.2 号機)を新設する。これら工事に伴う既存庁舎の内装改修を行うものである。

#### (1)主な工事内容

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ・増築工事     | エレベーター棟1棟の増築工事  |
| ・新築工事     | 自転車置場2棟         |
| ・既存庁舎改修   | エレベーター改設に伴う内装改修 |
| ・エレベーター設備 | エレベーター設備2基の改設   |

#### (2)施工時期、施工条件

- ・本工事は、改修工事期間中も施設を使用している「居ながらの改修工事」である。
- ・エレベーターは常時1台以上使用できるようにする。
- ・2～6階の階段室Aの防火戸を開庁日に閉鎖する際は、同時に2フロア以上が閉鎖されないようにする。仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図(参考図)」(K-1～6図)、作業時間については現場説明書を参照。

### 【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

#### (1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2)入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

#### (3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。  
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

#### (4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen\\_gijyutu00000018.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)

#### (5)週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

#### (6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間(任意着手方式)を設定しています。
- ・工事の始期を令和3年10月18日(工事着手期限)までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。